

◎公表すべき維持管理状況に関する情報(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項)

・焼却処理した一般廃棄物の数量

可燃ごみ 単位:トン

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号炉	1065.16	1199.09										
2号炉	813.99	719.58										
合計	1879.15	1918.67	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

・燃烧ガス温度等

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
燃烧室中の燃烧ガス温度	測定位置: 燃烧室出口											単位: °C
1号炉	1081	1072										
2号炉	987	1023										
集塵器流入燃烧ガス温度	測定位置: 集塵機入口											単位: °C
1号炉	197	197										
2号炉	197	197										
一酸化炭素濃度	測定位置: 誘引送風機入口											単位: ppm
1号炉	6	11										
2号炉	18	24										

※測定値については連続測定のため、日平均の月平均。

・ガス冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんの除去

除去を行った設備	1号炉ガス冷却設備	1号炉排ガス処理設備	2号炉ガス冷却設備	2号炉排ガス処理設備
実施日	運転中、タイマーにて随時実施		運転中、タイマーにて随時実施	

・排ガス測定の結果

1号炉

焼却炉		1号炉			
採取場所	煙道	煙道	煙道	煙道	煙道
採取日	2026/4/23				
報告日	2026/5/29				
測定項目	基準値				
ばいじん(g/m <sup>3</sup> N)	0.15	0.07			
硫黄酸化物(mN/h)	( )内の数値	0.33(67.4)			
窒素酸化物(ppm)	250	141			
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	700	79			
ダイオキシン類(ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	5				

※硫黄酸化物の基準値は届出値

2号炉

焼却炉		2号炉			
採取場所	煙道	煙道	煙道	煙道	煙道
採取日	2026/4/24				
報告日	2026/5/29				
測定項目	基準値				
ばいじん(g/m <sup>3</sup> N)	0.15	0.07			
硫黄酸化物(mN/h)	( )内の数値	0.52(67.4)			
窒素酸化物(ppm)	250	133			
塩化水素(mg/m <sup>3</sup> N)	700	126			
ダイオキシン類(ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	5				

※測定回数 ・ばい煙(排ガス)測定: 年2回以上(大気汚染防止法施工規則第15条)  
 ・ダイオキシン類測定: 年1回以上(ダイオキシン類対策特別措置法第28条)